

競争参加者の資格に関する公示

中部地方整備局が発注する建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に掲げる業務をいう。以下同じ）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年10月1日

中部地方整備局長 西村 拓

1 業務概要

- (1) 業務名 当該業務の公告又は公示のとおり
- (2) 業務内容 当該業務の公告又は公示のとおり
- (3) 履行期間 当該業務の公告又は公示のとおり

2 申請の時期

当該業務の公告又は公示にて定める「競争参加資格確認申請書」又は「参加表明書」の提出期間と同じ。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<https://www.cbr.mlit.go.jp>

「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

申請書の押印は不要とする。

申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、電子メールにより提出すること。電子メール送付後、送付した旨を電話にて下記に連絡すること。電子メール送付時の件名は「設計共同体申請書」（〇〇業務）とすること。

（電子メール送付先）cbr-shikaku@mlit.go.jp

（電子メール送付後 連絡先）中部地方整備局 総務部 契約課 調査係
電話 052-953-8138

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は当該業務の公告又は公示に記載がある場合はそれによるものとする。

- ① 調達案件毎の入札公告等において参加資格として示した業種区分の中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該業務の年度に対応する一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

- ② 次のアからオまでに掲げる者でないこと。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条に該当する

者

- イ 予令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
 - ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - エ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - オ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- ③ その他、当該業務の公告又は公示に示された条件を満たしている者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 業務の分担構成が細分化され過ぎていないこと及び各業務の入札説明書または説明書に記載の業務実施体制に関する要件（分担構成に関する要件）を満たしていることが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「令和**年度 ○○業務××・△△設計共同体協定書」（※注 2-1）によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。

この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、全ての構成員が当該業務に係る開札又は選定通知の時に 4 (1)①の要件を満たしていることが必要である。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」（押印省略）により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「令和**年度 ○○業務××・△△設計共同体」（※注 1）とする。

※注 1

- ：当該業務の名称
- ××：代表者の名称
- △△：構成員の名称